

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
海岸保全区域として指定する件の一部を改正する件二件 四五
- 公告
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつた件 四五
- 福島県教育委員会教育長
公金の収納の事務を委託した件 四五

告 示

福島県告示第四百八十二号
海岸保全区域として指定する件（昭和三十三年福島県告示第二百三十六号）の一部を次のように改正する。
平成二十八年七月二十六日

表21小高海岸塚原地区海岸の項区域の欄を次のように改める。
福島県知事 内堀雅雄

一 基点及び補助点の位置（公共座標第Ⅸ座標系）

基点1	X一七五四五・二七五	Y一〇五三二・一八八
基点2	X一七五四五・九二〇	Y一〇五三二・〇九三
基点3	X一七五四・〇〇四	Y一〇五三二・六九五
基点4	X一七五三七・九七四	Y一〇五三二・二一八
基点5	X一七五三三・四三八	Y一〇五三二・一四七
基点6	X一七五二八・八九八	Y一〇五三二・七六八
基点7	X一七五二八・八九九	Y一〇五三二・八三〇
基点8	X一七五二七・五二三	Y一〇五三二・四六六
基点9	X一七五二七・三八六	Y一〇五三二・四四八

表23原町海岸小浜地区海岸の項区域の欄を次のように改める。

二 区域
塚原地区海岸基点1、基点2、基点3、基点4、基点5、基点6、基点7、基点8、基点9、基点10、基点11、基点12、基点13、基点14、基点15、基点16、基点17、基点18、基点19、基点20、基点21、補助点1、補助点2、補助点3、補助点4、補助点5、補助点6及び補助点7を順次直線で結んだ線並びに補助点7と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域（保安林及び河川区域を除く。）

基点10	X一七五二六・三八二	Y一〇五三二・七二一
基点11	X一七五二六・八七九	Y一〇五三二・八二七
基点12	X一七五二七・八〇九	Y一〇五三二・六六六
基点13	X一七五二四・九五五	Y一〇五三二・七七〇
基点14	X一七五一八・八八四	Y一〇五三二・九七八
基点15	X一七五一四・〇八九	Y一〇五三一・五一八
基点16	X一七五一四・七二二	Y一〇五三一・二三八
基点17	X一七五一七・五八四	Y一〇五三一・三五六
基点18	X一七五〇九・七二七	Y一〇五三〇・七四二
基点19	X一七五〇三・五七六	Y一〇五二八・七一〇
基点20	X一七五〇二・八五八	Y一〇五二八・一四二
基点21	X一七五〇八・四八九	Y一〇五二七・四七〇
補助点1	X一七四九三・〇二五	Y一〇五二九・三四五
補助点2	X一七四九二・七四六	Y一〇五三九・三五六
補助点3	X一七四九五・〇八七	Y一〇五四四・四六九
補助点4	X一七四九五・一二四	Y一〇五五一・一八一
補助点5	X一七五二八・五四一	Y一〇五四八・四六七
補助点6	X一七五四五・五二三	Y一〇五四三・三四〇
補助点7	X一七五四四・一五七	Y一〇五三三・七〇三

一 基点及び補助点の位置（公共座標第Ⅸ座標系）

基点1	X一七七三三・七〇七	Y一〇五三一・五四二
基点2	X一七七二一・七五二	Y一〇五三一・四三八
基点3	X一七七一九・〇九九	Y一〇五三〇・七九七
基点4	X一七七一八・〇二七	Y一〇五二九・三〇〇
基点5	X一七七一六・一八七	Y一〇五三〇・三〇〇
基点6	X一七七一三・六五八	Y一〇五二八・九四六
基点7	X一七七一三・〇〇二	Y一〇五二七・一二四
基点8	X一七七一三・五二二	Y一〇五二六・二一八
補助点1	X一七七一三・一三三	Y一〇五二四・四三四

補助点2 X一七七〇八五・九五九 Y一〇五三四八・〇四七の点
 補助点3 X一七七〇九六・三一五 Y一〇五四二〇・四六四の点
 補助点4 X一七七二二三・二〇一 Y一〇五四三四・九四〇の点
 補助点5 X一七七二三五・五一五 Y一〇五三二六・九九一の点

二 区域
 小浜地区海岸基点1、基点2、基点3、基点4、基点5、基点6、基点7、
 基点8、補助点1、補助点2、補助点3、補助点4及び補助点5を順次直線で
 結んだ線並びに補助点5と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域（河川
 区域を除く。）

（河川計画課）

福島県告示第四百八十三号
 海岸保全区域として指定する件（平成十一年福島県告示第五十四号）の一部を次のよ
 うに改正する。

平成二十八年七月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

表一〇六小高海岸村上地区海岸の項区域の欄を次のように改める。

一 基点及び補助点の位置（公共座標第Ⅸ座標系）

基点1	X一七三七九四・四七六	Y一〇五三九二・八五二の点
基点2	X一七三七七六・七三〇	Y一〇五三九三・五三二の点
基点3	X一七三五〇〇・三五七	Y一〇五四六八・〇七五の点
基点4	X一七三四五二・六〇三	Y一〇五四八三・〇二七の点
基点5	X一七三四四二・五二四	Y一〇五四八五・七四六の点
基点6	X一七三四二三・一三九	Y一〇五四九〇・九七四の点
基点7	X一七三四〇一・九〇〇	Y一〇五四九四・四八七の点
基点8	X一七三四〇三・九〇七	Y一〇五四九六・九八五の点
基点9	X一七三三九一・四五九	Y一〇五五〇〇・八二〇の点
基点10	X一七三三七三・〇五九	Y一〇五五〇七・一七八の点
基点11	X一七三三五五・八七七	Y一〇五五一三・一六二の点
基点12	X一七三三三八・九七二	Y一〇五五一九・七三六の点
基点13	X一七三三〇七・八八一	Y一〇五五三一・八二六の点
基点14	X一七三三〇五・三九七	Y一〇五五三三・六四七の点
基点15	X一七三二九六・一九一	Y一〇五五三五・四四五の点
基点16	X一七三二九二・八九一	Y一〇五五五五・七一四の点
基点17	X一七三二八九・八一九	Y一〇五五五七・九六五の点
基点18	X一七三二九二・三四四	Y一〇五五六五・七一三の点
基点19	X一七三二七三・七六三	Y一〇五五七三・五七二の点

基点20 X一七三三三九・五五一 Y一〇五五八九・九九八の点
 基点21 X一七三二〇九・九六二 Y一〇五六〇一・六五〇の点
 補助点1 X一七三二一〇・七一四 Y一〇五六〇九・八二〇の点
 補助点2 X一七三二一五・三八二 Y一〇五六一七・九九三の点
 補助点3 X一七三二一四・七九六 Y一〇五六五四・一六〇の点
 補助点4 X一七三二二〇・七五一 Y一〇五七一八・八四九の点
 補助点5 X一七三四六一・五〇五 Y一〇五六六三・一一九の点
 補助点6 X一七三八〇〇・三四〇 Y一〇五五四五・六六九の点

二 区域
 村上地区海岸基点1、基点2、基点3、基点4、基点5、基点6、基点7、
 基点8、基点9、基点10、基点11、基点12、基点13、基点14、基点15、基点16、
 基点17、基点18、基点19、基点20、基点21、補助点1、補助点2、補助点3、
 補助点4、補助点5及び補助点6を順次直線で結んだ線並びに補助点6と基点
 1を直線で結んだ線により囲まれた区域（保安林を除く。）

（河川計画課）

公 告

公告第二百三十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非
 営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十八年七月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年六月二十四日
- 二 名称
特定非営利活動法人あさひ福祉会
- 三 代表者の氏名
伊藤 直則
- 四 主たる事務所の所在地
福島県福島市北五老内町一番二十一号
- 五 定款に記載された目的
（変更前）この法人は、精神障がい者とその家族のよりよい地域生活の実現に向け、
精神障がい者とその家族の精神保健及び精神障がい者の福祉に関する事業
を行い、共に安心して暮らせる地域社会づくりの実現に寄与することを目
的とする。
（変更後）この法人は、精神障がい者等とその家族のよりよい地域生活の実現に向

け、精神障がい者等とその家族の精神保健及び精神障がい者等の福祉に関する事業を行い、共に安心して暮らせる地域社会づくりの実現に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

福島県教育委員会教育長

福島県教育委員会教育長告示第五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、公金の収納の事務を平成二十八年七月十三日次のとおり委託した。

平成二十八年七月二十六日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳一

- 一 委託した事務の範囲及び内容
福島県立西郷養護学校における作業学習製品販売代金収納の事務
- 二 受託者の名称及び所在地
 - 1 名称 株式会社緑川産業
 - 2 所在地 福島県白河市明戸十五番地三
- 三 収納の事務を委託する期間
平成二十八年七月十四日から同月二十九日まで

(特別支援教育課)